

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

☎0282 (22) 4131

年金の請求

老齢基礎年金繰り上げ受給

国民年金の老齢基礎年金は65歳から受け取るのが基本ですが、本人が希望すれば60歳からでも受け取ることができます。この場合、年金額が、65歳から受け始める場合の年金額に比べ、減額されます。

減額率は、受給を請求した月から65歳になる月の前月までの月数に応じて、1か月繰り上げると



ごとに0.5%ずつ、最大30%低くなります。つまり、繰り上げの請求を何月に行うかによって、減額率は変わってきます。

この減額は一生続きますので、注意が必要です。

国民年金の裁定請求（年金を受け取る手続き）は、市役所の国民年金の窓口（第2号及び第3号被保険者だった期間がある方は年金事務所）で行います。

繰り上げ受給の注意点

繰り上げ受給には、いくつかのデメリットがあります。これらのデメリットを十分理解したうえで、繰り上げ受給をするかどうか決める必要があります。

- ①繰り上げの請求をした場合、裁定の取り消しや変更はできません。
- ②請求時の年齢に応じて年金額が減額され、一生、減額された年金を受け取るようになります。

③繰り上げ受給後、65歳になるまでの間に障がいの状態になっても、原則として障がい基礎年金が受給できません。

④繰り上げ受給後に遺族年金等が発生した場合は、老齢基礎年金と遺族年金のどちらか一方を選択することになります。65歳からは両方支給されますが、老齢基礎年金は減額支給のままです。

⑤寡婦年金を受ける権利がなくなります。

⑥国民年金の任意加入ができません。

老齢基礎年金繰り下げ受給

国民年金の老齢基礎年金は、本人が希望すれば受け取りを66歳から70歳までに遅らせることもできます。この場合、受け取る年金額が、65歳から受け始める場合に比べ、増額されます。

65歳になった月から繰り下げの申し出を行った月の前月までの月数に応じ、1か月繰り下げると0.7%ずつ高くなります。

申出日の年齢	受取率
65歳	100%
66歳0か月～11か月	108.4%～116.1%
67歳0か月～11か月	116.8%～124.5%
68歳0か月～11か月	125.2%～132.9%
69歳0か月～11か月	133.6%～141.3%
70歳以降	142%

※表は昭和16年4月2日以降に生まれた方の受取率。

※昭和16年4月1日以前に生まれた方は、66歳で受け取り始めた場合は12%、67歳では26%、68歳では43%、69歳では64%、70歳では88%の増額となります。

※昭和27年4月2日以降に生まれた方が、令和4年4月以降に繰り下げ受給の請求をする場合は、希望すれば75歳に達した月まで、最大で84%増額されます。

高齢任意加入とは

60歳に達した日の属する月以降、65歳に達した日の属する月の前月までの間、厚生年金や共済組合に加入しておらず、国民年金の繰り上げ受給をしていないときは、任意加入したうえで保険料を納めることにより、年金額を増やせます。

また、受給資格（120月以上の納付）を満たしていない場合は、60歳に達した日の属する月（申出された月）以降、70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入したうえで保険料を納めることにより、受給権を確保できます。ただし、申出をした月よりさかのぼって加入することはできません。

※任意加入の保険料の納付方法は、口座振替かクレジットカード納付です。預金口座などが無い方はご相談ください。

※任意加入をやめるときも、市役所で手続きが必要です。

